

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともい!

6.19.収支内訳書返還行動 今年も300名が返還!

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん

吹田民商の伝統 学習して返還する



6月19日(木)に収支内訳書返還行動が行われました。今年も300名を超える方々が、吹田税務署へ収支内訳書の督促状を返還しました。督促が再開されて以来、毎年、今の中小業者をとりまく情勢や、なぜ、こんな督促をするのかなどを事前に学習し、返還してきました。そして、返還行動当日の集会でも学習を積み重ねてきました。この日の集会では、工藤新会長が「例年の督促の文章に比べ、提出しないと調査になるかもしれないとも受け取れるような威圧的なもので許されない。」と挨拶されました。また、西尾常務理事が講師となり「税務行政、国民生活と日本国憲法」と題して講演を行いました。今、行われている税務調査の問題点や、日本国憲法を学び実践することでどう基本的人権を守るのか、そもそも、日本国憲法が示す税金の集め方、使い方とはどういふものかを話しました。

特に、税金は日本国憲法の3大



原則である恒久平和・基本的人権の尊重・国民主権の社会を実現するために使われるべきであり、そのために第30条の「納税の義務」があること、しかし、今、税金の使い道は大企業優遇政策に使われ、福祉のためと導入された消費税も、法人税減税の穴埋めにされ、輸出戻し税という名目の還付金となっていることを強調しました。

また、今の自衛隊の実態を示し、集団的自衛権によって日本国憲法が改悪されると、「富国強兵」政策が強化され、そこに税金が使われていくことになることも明らかにしました。

集会后は、商店街をパレードして税務署に向かいました。「集団的自衛権行使を許すな!」「消費税は廃止せよ!」と力強いシュプレヒコールで行進しました。

税務署前では、工藤会長が要望書を読み上げました。

参加者は収支内訳書を返還するとともに、「申告納税制度、行政指導のあり方を正しく認識し冷静な対応を求める請願書」を提出して、収支内訳書の督促をやめ、税務行政の改善をすよう求めました。

参加された方の感想の一部を紹介いたします。

あい川支部 上野さん
集団的自衛権を行使するのに、どのような想定で講師するのかとても曖昧で明確な基準がないと思います。

山田支部 安井さん
普段、憲法のことをあまり考えたりしませんでした。今の税金の使い方が不公平で、大企業優遇ではなく、自分たちのために福祉や教育などを充実させることが大切なんだということがわかりました。

集会の中で、さつき福祉会の鴨井さんから、「障害者くらしの支援センター」の建設募金の呼びかけがあり、参加者全員に募金袋をまわして協力して頂きました。

この日、昼と夜の集会で集まった募金は44900円でした。
また累計で86531円となりました。

みなさん、ご協力ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。今後、募金にとりくみ、お店の方々には募金箱の設置もお願いいたします。ひきつづき、ご協力よろしくお願ひします。

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会